

## 常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和2年6月17日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 佐 藤 周 君	2 番 篠 原 峰 子 君
3 番 杉 本 憲 也 君	4 番 杉 本 一 彦 君
5 番 仲 田 佳 正 君	6 番 鈴 木 絢 子 君

○出席議員 5名

議 長 佐 山 正 君	議 員 石 島 茂 雄 君
議 員 重 岡 秀 子 君	〃 四 宮 和 彦 君
〃 宮 崎 雅 薫 君	

○説明のため出席した者 12名

副 市 長	若 山 克 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	稲 葉 祐 人 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 教 育 指 導 課 長	多 田 真 由 美 君
同 幼 児 教 育 課 長	稲 葉 育 子 君
同 生 涯 学 習 課 長	杉 山 宏 生 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	主 事 福 王 雅 士
主 事 山 田 拓 己	

○会議に付した事件

- 1 市議第 6 号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2 市議第 7 号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例

- 3 市議第 8 号 伊東市子育て支援医療費助成条例の一部を改正する条例
- 4 市議第 1 2 号 伊東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 市議第 1 3 号 伊東市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 6 市議第 1 4 号 伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
- 7 市議第 1 7 号 令和 2 年度伊東市一般会計補正予算（第 5 号）歳出所管部分

---

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

---

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第 1、市議第 6 号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○2 番（篠原峰子君）昨日の本会議の説明の中で、資格研修というのが伊東からだ、沼津と静岡が主になると思うが、沼津での研修がすごく人気でいっぱいになるということだった。以前から伊東市でも研修が行われればこの資格をもっと取りやすくなるのではないかと考えていたが、本年度、コロナの状況の中で研修の予定が立っているのか、まず伺いたい。

○幼児教育課長（稲葉育子君）令和 2 年度の研修について開催されるかという質疑については、令和 2 年度、放課後児童支援員認定資格研修ということで、受付は 6 月 3 0 日から 7 月 1 5 日までの間で申し込みのほうができるようになっている。議場で説明したように、こちらの研修は開催地が沼津、静岡、浜松とある。県内を 3 つに分けて、県のほうから応募分の人数で割り当てという形で、伊東市においては 2 人程度研修を受ける形となっている。

○2 番（篠原峰子君）実際の研修は、例年、秋頃になるかと思うが、オンライン会議というのを予定しているのか、いないのか。オンライン会議にすれば受講者の増加も見込めるのではないかと思うが、この辺の検討は県でもされているのか、こちらから提案などもしているのか伺いたい。

○幼児教育課長（稲葉育子君）研修の内容についてのことかと思うが、オンライン会議については承知していない。

現在、沼津で開催される日程は、9月30日、10月5日、10月19日、10月21日で、プラサヴェルデが会場となっている。

- 6番（鈴木絢子君）現在、この認定資格の研修を受けた支援員は何人ほどいるのか。
- 幼児教育課長（稲葉育子君）現在の支援員の人数は、令和2年5月現在、8クラブで26人となっている。
- 6番（鈴木絢子君）全体で何人の職員がいて、そのうちの26人なのか。
- 幼児教育課長（稲葉育子君）研修を受けて、支援員になっている人数が26人である。職員として従事している方は、8クラブ全体で支援員を含めて57人になっている。
- 6番（鈴木絢子君）では、57人のうちの残りの31人が徐々に県から割り当てられた人数で、認定資格を受けていくという考えでよろしいか。
- 幼児教育課長（稲葉育子君）57人の中には26人の支援員と、補助員、別に子育て支援研修を受けた職員がいる。令和2年度と令和3年度の2か年で支援員資格の取得を希望している人数が9人となっている。
- 委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。  
これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。  
これより採決する。市議第6号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

- 
- 委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第7号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- 6番（鈴木絢子君）介護保険料の第1段階から第3段階まで、大体何人ぐらいつの人がいるのか伺いたい。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）まず、介護保険の第1号被保険者全体の人数は2万8,857人のうち、第1段階は5,624人、第2段階は2,716人、第3段階は2,574人で、おおむね38%がこの段階を占めている。

○2番（篠原峰子君）この減額ということで、低収入の方にとってはとてもありがたいことだと思うが、消費税を10%に引き上げたことに対しての完全実施ということで、消費税が10%になっていることで取られっ放しというふうに捉えている方も少なくない中で、消費税の増収分が確実に社会保障の財源に充てられているということをしっかり案内してあげることで安心につながるのではないかと思うが、今回、減額に対しての案内の仕方と、令和2年度以降の年度分の保険料から適用するというので、偶数月に徴収しているようだが、今年度の徴収の仕方について伺いたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）まず第1点として、周知の方法だが、こちらの介護保険料のパンフレット等に減額前の本来の保険料と減額後の保険料をそれぞれ記載し、消費税増税に伴う軽減措置ということで周知している。

介護保険料の徴収については、例年と同様に、年金については偶数月、普通徴収の方については毎月ということで、7月以降に徴収をしている。今年度の徴収については、7月に所得が確定した段階で本算定というものを行い、それ以降に徴収する最後の3回分の保険料で最終的に調整して行うことになる。それ以前の3回分については仮算定といって、前年の保険料をもって仮として算定している。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第7号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第8号 伊東市子育て支援医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）議案参考書39ページ、第5条に、今回新しく括弧書きで、「他の法令に基づく療養補償若しくは療養に関する給付又は国若しくは地方公共団体の負担において行う医療に関する給付をいう。以下同じ」という部分が追加されているが、これに関して2点伺う。

まず1点目として、この括弧書きがなかった場合、今回の条例を運用するに当たりどのような不都合が生じるのか、この条文の文言の必要性について伺いたい。もう1点は、今申し上げた給付の例というのは具体的にどういうものが挙げられるのかという2点について願います。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）第5条の第1項中に括弧書きで他の法令に基づくところを加えた部分については、例えば母子保健法では未熟児に対する医療に関するものが設定されている。その費用については自己負担等が求められているので、その部分については、未熟児医療の費用負担で賄える。これは市と国で案分して支払い、残りの自己負担分については実際に利用者に負担してもらうことになるが、その自己負担分についてはこちらの子供の医療で賄いますというような条項で、実際のところ、削った第4条第3項の中にこの定義は書かれていて、今回それを削ってしまったために、第5条の括弧書きで追加した。具体的な例としては、母子保健法に伴うものなど、その辺については条例の施行規則で細かく規定をしている。
- 3番**（杉本憲也君）今回、条例が改正されることにより、子供がいかなる医療を受けたとしても保護者側の負担がなくなるという認識でよろしいか確認する。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）今まで2歳未満の子供に関しては全く負担はなかったが、2歳以上も、今回の改正により500円の自己負担がなくなるということもあるので、一切の負担がなくなる。
- 3番**（杉本憲也君）これは伊東市の子育てにとって非常に有益な施策で、大きな動きなので、引き続き丁寧な周知をお願いしたい。
- 2番**（篠原峰子君）受給者証は再配布することになるのか、そのままいくのか。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）受給者証の切替え時期が10月1日になっている。条例改正についても施行が10月1日からとなるので、9月30日までは今の受給者証をそのまま使っていただき、10月に新しい受給者証を配る際に、自己負担なしと記載をしたような受給者証を配布する。昨日、議場でも説明したが、4月から9月までの分に関しては、別途要綱を制定して還付するという内容にしてまいりたいと考えている。
- 6番**（鈴木絢子君）今の4月から遡って還付するという話は、どのような形で4月から9月分を支払うのか伺いたい。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）現時点では受給者の方は返されることは全く知らず、おそらく、その際に領収書を提示してくれといても、受給された方々は領収書も証拠書類として持っていないと思われるので、2か月遅れにはなるが、毎月、国保連から受給者の名寄せをしたようなものが来るので、うちのほうでそれを集計して、利用者の方に、あなたは4月から9月までどれだけ使いましたよというものを提示して、それは返還しますので申請くださいというような流れでやっていきたいと考えている。

- 3番**（杉本憲也君）先ほどの鈴木委員の質疑に関連するが、4月から9月までの分に関しては本人が申請しないと還付されないと聞いたが、その部分については自動的に還付する仕組みは検討しなかったのか。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）これからのものについては自動的に扶助費で対応するが、過去に遡ったものに関しては、補助金という制度上、申請と決定が必要で、還付分を提示した中で、一定の期間を設け、その間に申請していただこうと考えている。さらに付け加えると、それぞれ月ごとにしてはどうかということも協議したが、申請が伴うということで、例えば最大でも月2,000円で、毎月それを手続してもらう。情報が来たら、あなたは今月幾らという情報を提供し、申請をお願いするという毎月の利用者の手間を考えると、ある程度まとめて、一括で対応したほうがいいのではないかという意見もあり、情報が11月に全部そろるので、それを全部集計した後に利用者に通知し、申請書も含めてお願いして、申請していただくという流れを考えている。
- 健康福祉部長**（松下義己君）子育て支援課長からのとおりであるが、11月になると数字が分かるので、そこまでの段階を集計してお知らせし、3,500件ぐらいの見込みになると思うが、口座の情報等もいただいて、準備が整ったところから支払っていくが、必ずどの程度申請が来ているかを把握し、申請漏れがない形で、年度末までに申請していただけるよう、連絡を取りながら進めていきたい。
- 3番**（杉本憲也君）子育て世帯にとっては月2,000円でも貴重なお金になるので、先ほど部長から心強い言葉をいただいたので、申請漏れがないように、また申請に当たっては、平日働いていてなかなか問合せができない方も多いので、問合せしなくても簡単に申請できる仕組みを考えていただいて、迅速な支給をお願いします。
- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。
- これより討論に入る。発言を許す。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。
- これより採決する。市議第8号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。
- 〔賛成者挙手〕
- 委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（杉本一彦君）日程第4、市議第12号 伊東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**1番**（佐藤 周君）初診で、伊東市民病院でなければ診療科目がないという科目はあるのか。要は、初診はかかりつけ医で受けることになっているが、例えば伊東市内にはそういった診療科目がないから、伊東市民病院を受けざるを得ない。それが逆にこの5,000円の対象になるのかならないのかというのはあるのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）市内に診療科目があるかどうかであるが、今回、特定初診料を徴収しない対象外になる案件の中に、地域の中に診療科目がない場合の受診に関しては特定初診料を徴収しないという取り決めもあるが、今、市民病院の中では、その項目に該当するような診療科目はないということで、基本的には市内の医療機関に診療科目がないような科目はないという認識をしている。あと、市民病院の中でも、救急等についても特定初診料の対象にはならない形を取っているので、仮に市内の医療機関で救急で病院にかかりたい場合についても、市民病院に来た場合は、特定初診料は徴収しないという形で対象外になるというような配慮はしている。

○**5番**（仲田佳正君）特定再診料というのは何を意味するのか教えてほしい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）特定再診料はどのようなケースのときに徴収するかであるが、症状が安定し、市民病院から他の医療機関に紹介したにもかかわらず、引き続き市民病院の受診を希望する方がいた場合は、診療費とは別に負担していただく再診料になる。ただ、紹介する場合には、本人の同意と紹介先の医療機関の同意を得た上で紹介する形になるので、基本的には特定再診料に該当する対象者はいないという認識であるが、制度としてはそのような設定がされている。

○**5番**（仲田佳正君）特定初診料のほうであるが、例えば治療の科をまたぐような場合は別途かからないのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）科をまたいだ場合の特定初診料の取扱いであるが、ここは先生の診立てに関わる部分があるが、今までかかっていた治療と関連性のある他の病気で他の科にかかる場合には、継続診療という形で、診療科が変わっても特定初診料が発生しない場合がある。ただ、全く違う症状等で他の診療科にかかった場合は、初診として扱う場合には特定初診料が発生する場合もあるので、その方の症状やそのときの状況で判断される形になる。

○**5番**（仲田佳正君）3,000円から5,000円に上がるのは、市民からすればかなり大きなことである。実際3,000円でもなぜなのかという声も市民からかなり聞かすが、3,000円から5,000円に上がることに對しての周知を徹底していかなければいけないと思うが、

その辺はどのように考えているか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）今回の一部改正により、周知をどのようにするかであるが、施行は10月1日となるので、それまでに市においては、広報いとうへの掲載、ホームページでの発信、報道機関への依頼等をする予定である。市民病院においても、院内へのポスターの掲示や受診中の患者さんが直接その情報をお伝えし、周知していただく。市内の医師会の医療機関においても、各医療機関で受診している患者様への周知をお願いする中で、10月1日の施行までにはスムーズに導入が図られるように、制度の理解をしていただきながら、努めていきたいと考えている。

○**2番**（篠原峰子君）初診料が3,000円になったときから何年かたつが、少しずつ市民も初診料がかかるから、かかりつけ医のところに行ってからということで、大分浸透はしていると思うが、5,000円に上がるということで、大分そこら辺の変化もすると思うが、今何人ぐらい初診料3,000円を払う人がいるのか、月単位とか、年単位でもいいが、数が分かれば。

○**健康推進課長**（大川貴生君）令和元年度の特定期初診料を取られた件数が1,684件である。3,000円になったのが平成29年4月からになるので、本年度10月に5,000円に上がるということで、その分、平成30年度は1,795件、平成29年度は3,210件ということで、紹介率は増えている一方で、特定期初診料を頂く患者の数は逆に減少している傾向にはあるので、徐々にではあるが、紹介率が超過しているということで、病診連携の認知も市民の方々にも行き届きつつある。これからもその傾向は続くので、周知はしていきたいと考えている。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第12号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○**委員長**（杉本一彦君）日程第5、市議第13号 伊東市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とする。



直ちに質疑に入る。発言を許す。

- 3番（杉本憲也君）昨日、本会議場でも質疑があったが、川奈小学校の令和3年4月1日以降の教育財産から外れるかどうかという点について、手続的な面を中心に2点詳しく伺えればと思う。

昨日の答弁では、どう使われていくかは、地域の意向に沿える形を基本ベースとし、市全体として考えていくということであるが、地域の意向をどのような会議体等で吸い上げ、決定するのかという手続的な面が1点。

もう1点目が、最終的に市全体で教育財産から外すかどうかについて決定するという事だったので、誰が参加する、どういった会議体で教育財産から外すかどうかの意思決定を決められるのかという2点について伺う。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）川奈小学校の活用については、基本方針の中で地域の意向を十分に酌むこと、観光として何か使えるかということ念頭に跡地利用を検討してほしいという指針が示されている。その中で、現状、保護者や地域の方からは、川奈小の歴史資料館的なものがないか、具体的には、今、川奈小が持っている今までの記念のものや写真、地域に関するもの等を市民が自由に見られる状況があると良いという意見もある。あと、川奈という場所で観光にも何か利用できないかということも今後、いろいろ検討していくことになると思う。その中で、まだどうアプローチをしていくかは、昨日の部長答弁にもあったが、決まっていないのが現状であり、今後、それをどのような形で、いつ、どのタイミングで決定するかは今の時点では分からないので、3月31日を迎えたとしても、しばらくは教育財産として教育委員会のほうで管理しながら、活用が決まった時点で用途廃止を行う中で、市長部局のほうに普通財産という形で引き継ぐと思う。

どういうメンバーでというのが、今のところ、教育委員会、各市長部局の関係するところ、この基になる企画の担当部署、観光課等、どういう形にしていくかを検討しながら進めていく形になっていくと考えている。

- 3番（杉本憲也君）地域の意向と観光という2つの側面に沿って、伊東にとって一番いい形で、そして市民の方にとって見えるような形で迅速に情報公開等をしていただきながら、遺恨を残さないように丁寧にしていただくことをお願いしたい。

教育財産の用途廃止をして普通財産に引き継ぐということであるが、一般的に教育財産を用途廃止して普通財産にしていく決定権者は誰になるのか。

- 教育長（高橋雄幸君）川奈小のこれからのことを含めてであるが、閉校するに当たり、川奈小は地域の財産といった中で、先ほど次長が述べたとおり、伊東市の財産ということで、川奈の住民の方の意見をしっかり聞きながら今後進めていくが、川奈小は昭和22年8月に伊東市立

川奈小学校になり、七十有余年の歴史がある中で進めている。定例の教育委員会の中で教育財産について議論する場があるので、そこでしっかり議論し、さらに市長との総合教育会議の中で市民の皆様のご意見を伺いながら、納得する形で用途についても検討していきたいと思っている。基本はやはり伊東の貴重な財産であるという視点に立って、しっかり進めていきたいと思っている。

○3番（杉本憲也君）様々な会議があり、その中で丁寧にやっていただけるということで、お願いしたいが、最後に確認であるが、用途廃止の決定をするのは、教育長なのか、市長なのか、教育委員会なのかを教えてください。

○教育委員会事務局教育部長（岸 弘美君）教育財産の用途廃止については、教育委員会の定例会の議決事項になるので、時期を見て、そういった決定をさせていただく。

○教育長（高橋雄幸君）法的には学校教育法の学校教育法施行令に基づいて、県教育委員会と連携しながら進めていくことになる。様々なハードルがあるので、法にのっとってしっかりと進めていきたいと思っている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第13号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第6、市議第14号 伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）議案参考書の51ページの条例参考書の施行期日について1点伺いたい。今回、別表と本項とで施行期日が別々になっていると思う。本項では「公布の日から起算して2月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日。」となっていて、別表については令和3年4月1日という形で、変則的な施行期日になっている印象があるが、今回このように施行期日を2つに分けた理由を伺いたい。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）施行期日については、本来であれば7月中旬に1学期の給食が終わるので、8月1日が通常の施行期日になるが、今回のコロナの関係で1学期が8月も含め、今の日程でいくと8月7日までとなっており、そこまで延長することになるので、給食も合わせてそこまで実施される。条例の施行日については、1学期終了後、共同調理場としての稼働開始日を定める必要がある中で、この期日については教育委員会規則に委任する形で、感染状況も踏まえて7月の教育委員会定例会の中で施行日を定める予定となっている。

現状からいくと、8月7日まで1学期を延長して給食も提供する。そうすると8月17日を施行期日として定めていきたい。また、8月24日から2学期が始まるということで、そこで2学期から共同調理場として稼働する形と考えている。

○**3番**（杉本憲也君）今年は非常にばたばたして気の許せない状況だと思う。切り替え時期も変則的になっていると思うので、子供たちに不安を与えることのないようにシミュレーション等をしっかりお願いしたい。

○**2番**（篠原峰子君）昨日の説明の中で、富戸小が将来的に給食センターで作られるようになる聞いたが、それでいいか。また、今の池小と同じように富戸小学校も少人数であるし、調理場や調理員は池小の現状と同じような状況なのか。

西小は将来的に統合されるので、そのままだと思うが、八幡野小も自校方式になっている。今の調理場や調理員の状況、給食センターを除いたところで現場がすごく暑くなると思うが、エアコンの設備や環境は問題ないのか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）富戸小の調理については、昨日、審議の中で部長からも話があったように、まず、今、もう各学校で施設が古いところがあり、それは施設だけではなく調理器具もかなり古い状況がある。使えないものは新しいものを購入という形をとっているが、全般的にかなり古い状況となっている。もう一つとしては、調理員があと3年、4年の中で、今現在7人いる調理員が3人、4人になってしまう、退職を迎えるというところで、そうすると各学校での調理ができなくなってしまう。それを踏まえて富戸小についてはセンターからの受配という形を取る計画で今動いている。八幡野小が近い将来的には1校だけ自校での調理を行うので、そこに調理員を集約する形での運営を考えている。

センターについては、まだできて間もないところで、安全に安心してそこで作業しなければいけない中で、その空調については現在問題なく稼働しているので、その中で働く方、逆に少し寒いところもあるかもしれないが、あくまでも調理をする上では必要になってくるので、備品等については問題ないと考えている。

○**2番**（篠原峰子君）そうすると、富戸小は今、もう計画としていつごろ給食センターにという

のは決まっているのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）富戸小のセンターへの切り替えは、来年度の中で富戸小をセンターから受配という形で考えている。これは来年度、今の学校給食センターの業務委託期間が終わるので、できればその切り替え、更新と併せて富戸小を追加していきたいと今の時点では考えている。
- 6番**（鈴木絢子君）池小は結構人数が少なく、近くの米を使ったり、こだわりのある給食という話を聞いたことがあるが、今回、門野中学校と一緒になるということで、池小の保護者等からの反対意見はあったのか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）今、委員が言われるように、池小はいろいろ、自分たちで田植えをしたり、それを収穫して米を作ったり、池小ならではの給食もやっているということは伺っている。また、農家からも池小へ地産地消という形で食材を使っているという話も伺っている。その中で、今回、門野中学校から共同調理場ということで親子方式を行うに当たり、その辺については門野中での対応も可能と聞いている。また、保護者の意見については、私どもの教育委員会では今のところは伺っていない。
- 6番**（鈴木絢子君）池小の地産地消を門野中の共同調理場でも、食材とかを池のものとか、そういう取組を迎え入れてくれるという認識でよいか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）そのとおりである。今、池小は75人の児童で、教職員を入れると約90人である。池で作られているものが、今度は門野中に行くと、合わせて四百二、三十の食材を作ることになる。池の農家がどこまで対応できるかが出てくると思うので、そこは門野中学校の栄養士と今後、農家とどの程度、地産地消で作れるかという話をしていく形になっていくと思う。
- 5番**（仲田佳正君）今回、門野中と親子方式を取るということで、一通りその内容が分かったが、給食棟が裏のほうにあるので、門野中が配送するときに恐らくかなりの距離、敷地内を車が走るようになると思う。そうした場合、子供たちの安全面をどう考えているか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）今、委員がおっしゃられたとおり、門野中は今までは自校で行っていたので、その辺の心配は当然なかったが、今後、車が池小に向かって発進するということでは、安全に給食を運ばなければいけない。それと併せて門野中学校の生徒に対する事故とか安全対策もしなければいけないところは認識している。その中で、スピード等を安全にゆっくり、見張りとか安全のための人の配置は今のところ考えていないが、状況を確認する中で、もし何か必要があれば対策を打つ必要があると考えている。
- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第14号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第7、市議第17号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第5号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第3款民生費について質疑を行う。事項別明細書は11ページ及び12ページである。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費について質疑を行う。事項別明細書は11ページ及び12ページである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）医薬材料費について、昨日の説明ではコロナ感染症予防のものを買っていくとのことであったが、具体的にどういった備品を購入するのか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）医薬材料費については、産後ケア事業については、病院と母子が接する事業になるため、今後、医療機関と細かい打合せはするが、今、想定している中ではマスクや防護服を想定している。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は15ページ及び16ページである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）2点伺う。

今回、この人工芝生化事業が、市長の発表だと1年程度、来年度以降に見送りということになったが、今回のこの人工芝生化事業においては周辺住民の方への砂ぼこりを防止するための施策という意味合いも強かったかと思うが、この1年の延期によって、やはり砂ぼこりのリス

クは当然残るので、砂ぼこりの防止の対策について、この事業が開始されるまでの間、どのように対応していくのか。

もう1点目が、今回1年間、人工芝の事業を見送った場合、来年度以降、財源の内訳がどのように変わると予測されるか。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）1点目の砂ぼこり対策であるが、周辺住民には、今まで砂ぼこり対策についての十分な対応が取れていなかったという点では、今回の判断については申し訳ないと思っているが、これはこれからも、特に施工するような工事はしないが、天気が続いたときの水まきをすることによって、なるべく砂ぼこりは立たないようにするとともに、周辺住民にも意見を伺いたい。

財源については、これは歳入と絡む部分があるかと思うが、現在の7億の支出の中においては、起債が5億円程度、競輪事業の繰入金やスポーツ振興くじの助成金等があり、ここについての変更があると思っている。担当課としては、今回、スポーツ振興くじの助成を申請する中で、通常B段階評価、何項目かのチェックが入った段階で、A、Bの2段階評価——3段階であるがCは不採択なので、実際、助成金がつく場合には2段階で、A段階はなかなか取れないと聞いていたが、実際のところはA段階の評価を受けて、実際、助成額が予想よりも多い金額を内示された。

したがって、そういった部分を来年度も引き続き申請する中では頂けると考えているが、オリンピックの影響等で助成金についてもかなり変更が出てくると聞いているので、財政部局と相談をしながら考えていきたい。

- 3番（杉本憲也君）財源については総務の所管にも関わるので、私からは、一通りの部分を含めて、住民の砂ぼこり対策は今、コロナ禍においては非常に健康被害にもつながるような事態なので、しっかりとケアをしていただきながら、事業実施に向けて検討していただきたいと強く思う。

- 委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第17号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

---

○委員長（杉本一彦君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和2年6月17日（水）午前10時56分（会議時間56分）

---

以上の記録を認める。

令和2年6月17日

委員長 杉 本 一 彦